

平成 18 年度「豪米 FTA (AUSFTA) の知的財産権の章の実施に関する調査業務」に係る
委託先の公募について

平成 19 年 1 月 11 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査研究目的

豪米 FTA における知的財産権に係る章の実施に関する調査研究を行うことにより、豪米 FTA にみられる知的財産戦略を整理するとともに、かかる FTA の知的財産条項を徹底研究することにより、豪米 FTA の意義、妥当性、さらには有効性を評価して、現在日本政府において研究されている日本と豪州との FTA の知的財産戦略の策定に貢献しうる資料を作成することを目的とする。

2. 調査内容

下記の調査研究項目についての調査研究報告書に取り纏め、平成 19 年 2 月 28 日までに当組合に提出する。

- (1) 豪米 FTA の結果として豪州の法令及び実務に生じた変更及び変化、及び
- (2) TRIPS 協定第 3 条及び第 4 条が規定する内国民待遇 (NT) ルール及び最恵国待遇 (MFN) ルールの豪州における遵守状況 (豪米 FTA 実施のための改正後の国内法的枠組みにおける遵守状況) を明らかにすることにより、豪米 FTA における知的財産権関連規定の豪州における実施状況についての法的な分析と情報を提供するものとする。
- (3) さらに、関連法令並びに豪米 FTA 知的財産権規定の実施についての記載がある政府刊行物や学术论文も収録するものとする
- (4) 特に次の問題に係る法的分析も行うこととする。

豪州は、TRIPS 協定 3 条及び第 4 条が規定する内国民待遇義務及び最恵国待遇義務のニュージーランドに関する例外を適用しているか。

他国民に対して (法的な差別とまではいえずとも) 事実上の差別をもたらす規定、したがって豪米 FTA の知的財産権規定の実施に関する内国民待遇ルール又は最恵国待遇ルールの不遵守となる可能性のある規定が豪州の国内法令中に含まれていないか。

内国民待遇義務及び最恵国待遇義務に反する事実上の差別として認めうるものの範囲が予測不可能であることに鑑み、それらの義務に抵触する恐れのある豪州知的財産法中の規定は、抵触の可能性がそう大きくないものも含めて、調査報告書中にリストアップする。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容（企画案）が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額： 上限 1,220,000 円（消費税は外税）
- ・ 契約期間： 契約締結日から平成 19 年 2 月 28 日まで
- ・ 提出物： 報告書 1 部、関係資料 1 部（基本的に電子データで提供）

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 19 年 1 月 11 日～1 月 17 日（期限内に必着のこと）

7. 応募方法

応募書類（応募書類・企画書）をダウンロード（WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#)）し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい（提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します）。提出された本書類の作成費用は支給されません。

（添付する資料）企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等（HP 掲載されている場合は、同 HP の URL）

8. 審査結果

平成 18 年 1 月 25 日（予定） HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：通商・投資グループ 江川

Eメール：egawa@jmcti.or.jp

TEL：03-3431-9348

FAX：03-3436-6455

以上